

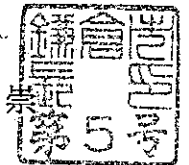
鎌総第325号

令和7年(2025年)5月13日

鎌倉市議会議長

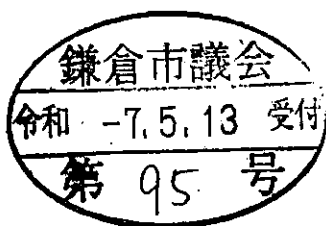
池田 実 様

鎌倉市長 松 尾



文書質問への回答について

標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。



事務担当

総務課総務担当 (内線2242・2243)

議会受付番号	文書質問第 1 号
質問者	長嶋 竜弘 議員
答弁する者	市 長 (まちづくり計画部都市計画課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項の規定に基づく文書質問第 1 号の質問について、次のとおり答弁いたします。

1 質問の内容

4 月 19 日 12 時 15 分大仏駐車場に入るバスを、係員が誘導して路線バスのバス停に止めさせて入場待ちをさせていた。

これは違法行為である。

バス停を占拠されていたので江ノ電の路線バスが後方で乗降客をさばっていた。何時もこの状況により県道が渋滞する。

違法行為の誘導をしている事を以前から何度も目撃している。指摘したら今度はやらないと回答していたのにやっている。

道路公社は人を舐めており大変問題。

やっている職員は処分が必要である。

以前から再三鎌倉市を通じて警告しているが一向にやめない。

道路公社、神奈川県県庁、神奈川県警はどういうつもりなのか？きちんとした見解を頂いたうえで、今後の対策はどうするのか？回答頂きたい。

また、隣の狭い駐車場に大型バスが出入りする事によって大渋滞が発生している事は再三申し上げているが、相変わらず何の対応もしていない。

この事についても、見解と対応策を回答頂きたい。

あわせて、江ノ電長谷駅近隣の歩行者の乱横断について、再三指摘しているがこちらも何の対応もしていない。

私は先日も踏切の所で急に渡る人がいたので急ブレーキを踏む状況に出くわした。

何度も急ブレーキをかける状況に出くわしている。

藤沢方面の改札の出入りを変えてから起こっている現象であるが、何故、何の対応策もしていただけないのか？ご回答を頂いたうえで、今後の対応策はどうするのか？回答頂きたい。

2 質問の理由

ゴールデンウィーク、紫陽花シーズンと近隣の混雑が益々酷くなると思われるが、毎年再三指摘しているが無視されている。

早急な対応が必要であるので質問する。

3 答弁を求めるもの

市長

4 答弁

神奈川県道路公社が運営する大仏前駐車場に関する御質問については、駐車場管理者である神奈川県道路公社、土地所有者である神奈川県県土整備局道路企画課にいただいた写真を見せ状況を伝えたところ次の様な回答があり、また、神奈川県道路公社からの回答内容を神奈川県警察鎌倉警察署に伝えたところ、次の様な回答がありました。

・神奈川県道路公社回答

大仏前駐車場の係員は、停留所に止まった観光バスに対して移動を含め何らかの指示をする権限はなく、駐車場が満車の場合は、近隣に代替となる駐車場がないことから、バスの運転士等に駐車できない旨を伝えるに留まるのが実情です。

令和7年4月19日に同駐車場の係員が、駐車場に入るバスを路線バスの停留所に停めさせて入場待ちをさせていたとのご指摘ですが、改めて係員に確認したところ、そうした事実は確認できませんでした。

今後は、駐車場の係員がバスに入場待ちを指示しているといった誤解を周囲に生じさせないように、対応を徹底してまいります。

また、同駐車場へのバスの出入りのために渋滞が発生していることについては、当公社としても課題として受け止めていますが、当該路線の渋滞は、交通量のほか周囲に駐車環境が不足することなど、様々な要因があると思われます。

当公社としては、市や道路管理者など関係機関に協力し、対応策を検討していきたいと考えています。

・神奈川県県土整備局道路企画課回答

道路公社が管理する大仏前駐車場について、同駐車場の係員が、駐車場に入るバスを路線バスの停留所に停めさせて入場待ちをさせていたとのご指摘ですが、公社に確認したところ、そうした事実は確認できませんでした。

道路企画課は、引き続き、公社が関係法令に従い適切な運営を行うよう、必要に応じて指導してまいります。

・神奈川県警察鎌倉警察署回答

当署としましては、路線バス停留所は道路交通法第44条で定める停車及び駐車を禁止する場所であるため、路線バス以外のバスが人の乗降をしないよう、関係機関団体と連携の上、観光バス運転士等に指導し、違反事実があった際は、交通指導取締りを実施致します。

なお、神奈川県道路公社とは、文書質問の内容を確認するため、回答文とは別途にヒアリングを行っており、その際にも駐車場の係員は、駐車場が満車である旨を伝えただけであることを確認しています。

また、市では大仏前駐車場等、観光地周辺の渋滞対策の一環として、事前予約可能な観光バス駐車場を市のホームページに掲載して案内するとともに、公益社団法人日本バス協会に対し、旅行客の乗降や待機する場合は、観光バス駐車場を利用するように協力を求め、併せて予約可能な観光バス駐車場を案内し、事前の駐車場確保について協力を依頼していますが、改めて、同協会に対し、駐停車禁止場所の遵守について協力を依頼してまいります。

更に、悪質な駐停車を発見した場合には、当該バス事業者に対して文書による注意を促すとともに、管轄する国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局に当該事案を報告し、事業者に対する改善指導等をお願いしてまいります。

引き続き関係機関と情報を共有しながら、渋滞対策に取り組んでまいります。

次に、江ノ電長谷駅隣接の歩行者の乱横断につきまして、県道藤沢鎌倉線の道路管理者である神奈川県藤沢土木事務所に状況を伝え、対応を求めたところ、次の様な回答がありました。

・神奈川県藤沢土木事務所回答

江ノ電長谷駅近隣の歩行者の乱横断については、令和6年度文書質問第7号により回答したとおり、引き続き鎌倉市や鎌倉警察署と連携を図りながら、可能な対策に取り組んでまいります。

なお、市では、長谷駅海側にある改札口の前面道路に多言語とピクトグラムによる「横断危険」を示す路面シールを設置し、注意喚起をするとともに、江ノ島電鉄株式会社においても、ゴールデンウィークや紫陽花シーズンには交通誘導員を配置するなど対策を行っているところです。

長谷駅周辺の安全対策についても、引き続き関係機関と連携し取り組んでまいります。